

特集

インターネット選挙運動 次の国政選挙からついに解禁!!

MIC FOCUS

「国民のための
情報セキュリティサイト」が
リニューアル!

地方のかがやき

町民の温かなもてなしと
自然の魅力を生かした町おこし

群馬県 神流町



教えて! 総務省



通信さん

070の
携帯電話番号が
利用できる?



- 最近ニュースで、携帯電話でも070の番号が利用可能になると見たのですが?
スマートフォン普及による携帯電話2台持ち利用者の増加などにより、携帯電話の需要が高まり、将来的に使用可能な080・090の不足が想定されたためです。平成25年11月から徐々に070の携帯番号が加わるようになります。
- なるほど。最近、スマートフォンとタブレットみたいになら2台持っている人もいますもんね。今使っている番号はそのまま使えますか?
携帯電話もPHSも、現在ご利用の番号は継続してご利用いただけますよ。
- PHSも070ですが、相手がPHSだとわからなくなってしまうませんか?
平成25年11月までに、PHSに電話をかける際、通常の呼び出し音の前に識別音が鳴るようになります。それ以外にも、070の後ろに5か6が続く番号はPHSで、1〜4または7〜9が続く番号は携帯電話となりますので、番号でも区別できます。しかし、将来、携帯電話とPHSの番号ポータビリティが導入された場合には、番号での区別はつかなくなります。
- 識別音はわかりやすいですね! 携帯電話で070の番号をもらっても080や090の携帯電話と同じように使えますか?
080や090の携帯電話と同じようにご利用いただけますので、安心してください。

まとめ

070から始まる番号が、平成25年11月から、携帯電話に徐々に加わります。

URL

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/070keitai.html



総務省

総務省の仕事に関わる重要キーワードについてわたしたちが答えます!



行政さん

担当分野: 行政組織、行政運営



地域さん

担当分野: 地方行財政



通信さん

担当分野: 情報通信



統計さん

担当分野: 統計調査



防災さん

担当分野: 消防・防災

June 2013
Vol.150
6
月号

総務省

Ministry of
Internal Affairs and
Communications
MIC

CONTENTS

3 教えて! 総務省
「070の携帯電話番号が利用できる?」

◆特集

4 インターネット選挙運動
次の国政選挙からついに解禁!!

MIC FOCUS

10 「国民のための
情報セキュリティサイト」が
リニューアル!

MIC NEWS 01

14 700MHz帯の周波数移行と
地上デジタル放送の受信障害

MIC NEWS 02

16 外国人住民の方についても
「住基ネット」「住基カード」の
運用が始まります。

MIC NEWS 03

18 平成25年6月 サービス産業動向調査
拡大調査を実施します

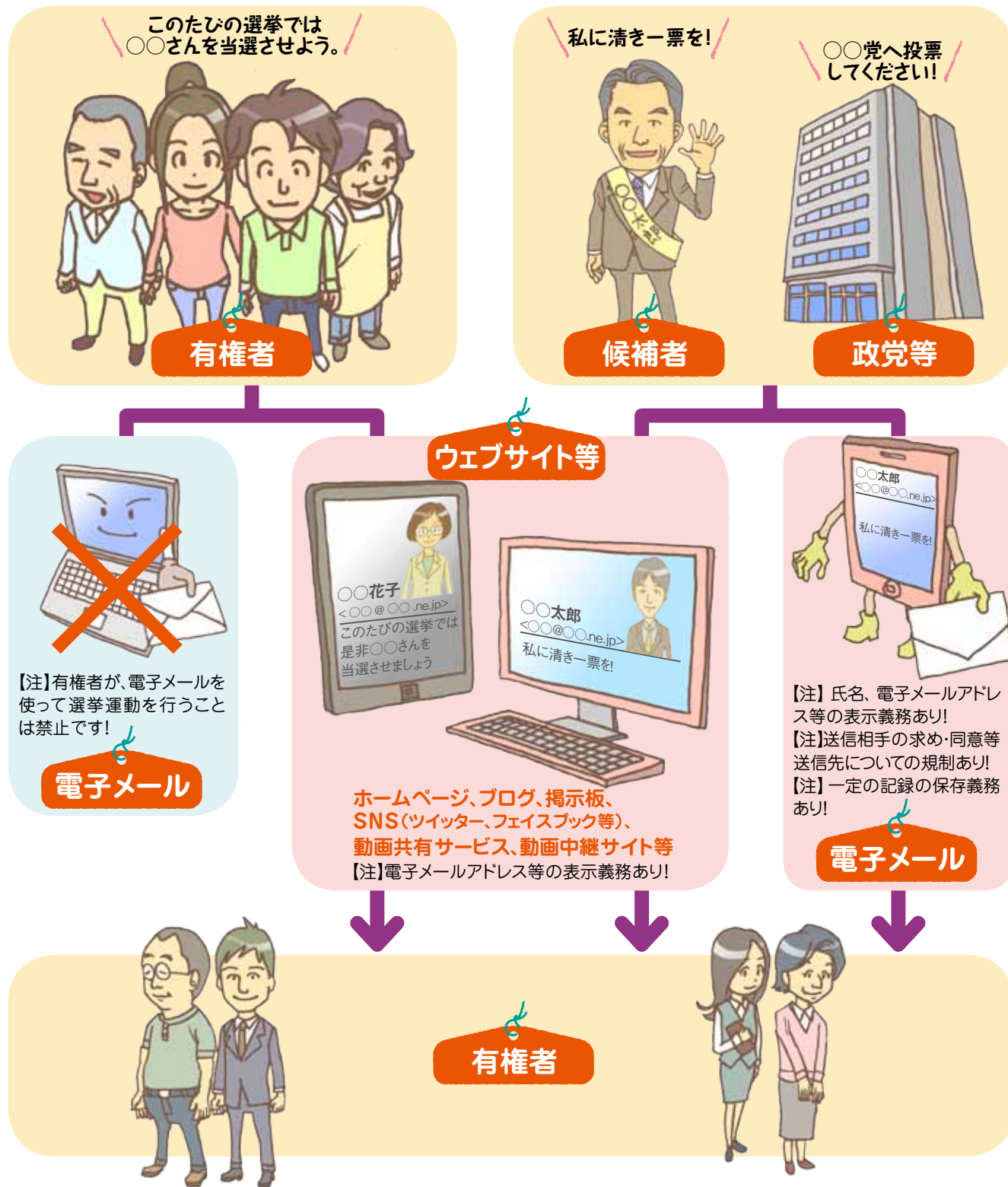
20 地方のかがやき

町民の温かなもてなしと
自然の魅力を生かした町おこし

群馬県 神流町

次の国政選挙から インターネットを使った選挙運動が できるようになります!

選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治参加の促進等を図るため、次の国政選挙からインターネットを利用する選挙運動が解禁されます。ただし、選挙運動用電子メールを送ることができるのは候補者・政党等に限られます。



※詳しくは、総務省のホームページをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) 検索

インターネット 選挙運動

特集

次の国政選挙から ついに解禁!!

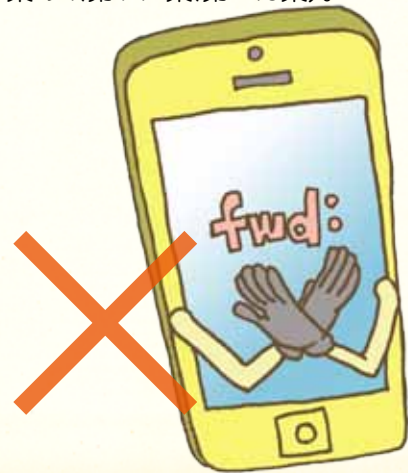


これらの禁止行為は

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません!

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は、候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません。(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



未成年の選挙運動は禁止されています!

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません!

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして、頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません!

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



処罰の対象となります!

誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)

候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません!

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません!

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません!

公然と事実を明らかにし、人の名誉を段損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを変更してはいけません!

候補者のウェブサイトを変更するなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

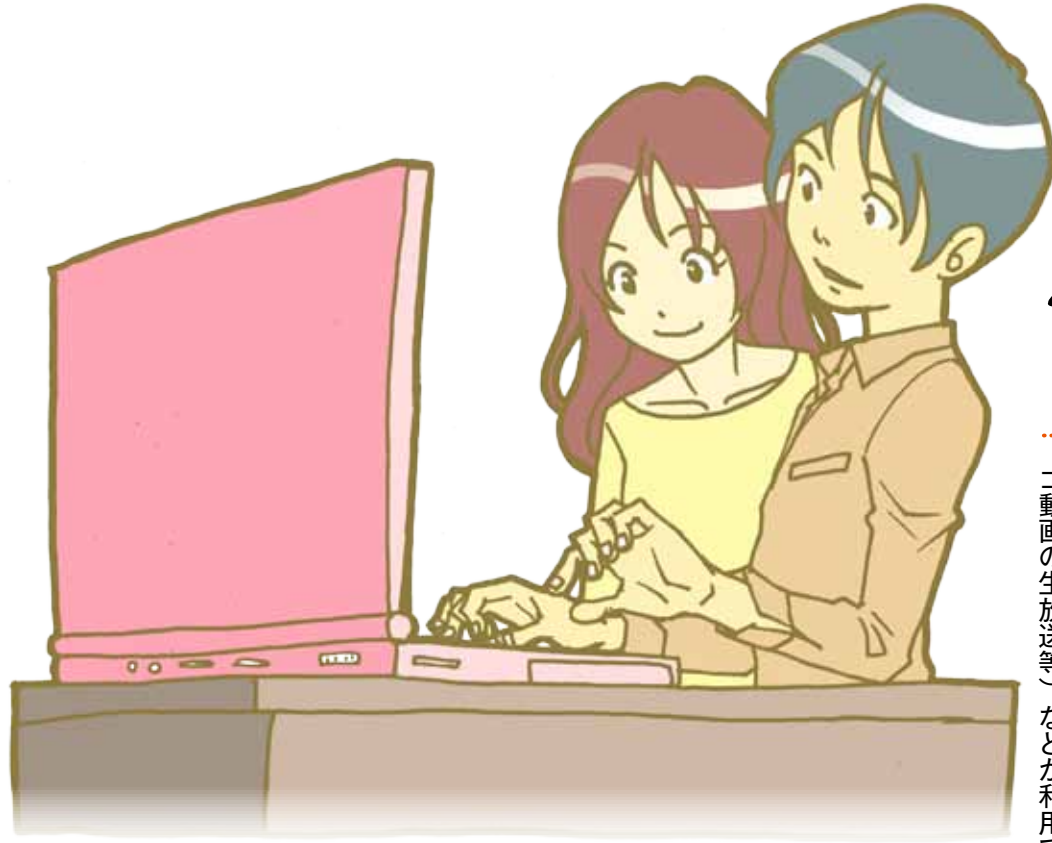


「インターネット選挙運動」

がわかる 教えて! Q&A

Q1 平成25年4月19日に改正法が成立しましたが、いつから施行され、どの選挙から適用されますか?

A1 本改正法は、公布の日(4月26日)から起算してひと月を経過した日(5月26日)から施行され、施行日以降初めて公示される国政選挙(衆議院議員の総選挙または参議院議員の通常選挙)の公示の日以後に、その期日を公示または告示される国政選挙および地方選挙について適用されます。



Q2 インターネット選挙運動において、具体的にどのような手段を利用することができますか?

A2 すべての人(未成年者等、選挙運動を禁じられた人以外)は、選挙運動において「インターネット等を利用する方法」「ウェブサイトを等を利用する方法」「電子メールを利用する方法以外の方法」を利用することができます。

具体的には、①ホームページ ②ブログ・掲示板 ③TwitterやFacebookなどのソーシャルネットワークサービス(以下、SNS) ④動画共有サービス(Youtube、ニコニコ動画等) ⑤動画中継サイト(Ustream、ニコニコ動画の生放送等)などが利用できます。

Q5 候補者や政党等のウェブサイトに本物がどうかは、どのように確認すればいいのでしょうか?

◆ ◆ ◆

候補者や政党等は、立候補届出の際に、選挙運動用のウェブサイト(各自のサイトに限る)のURLを届け出ることができます。

A5 各選挙管理委員会等に届出のあ

Q6 選挙期日の当日のウェブサイトを更新したり、掲載している文書画像を削除せず残したりすることはできるのですか?

◆ ◆ ◆

選挙運動ができるのは選挙の公示・告示の日から選挙期日の前日までとされています。したがって、選挙期日の当日の文書画像の頒布は、従来通り、禁止されています。選挙運動用ウェブサイトの更新や電子メールの送信は行うことができます。

A6 ただし、選挙期日の当日に、選挙

きることとなります。

電子メールを利用する方法とは、その全部又は一部にシンプル・メール・トランスファー・プロトコルが用いられる通信方式(SMTP方式)と、電話番号を送受信のために用いて情報を伝達する通信方式(電話番号方式)の2つです。選挙運動用電子メールの送信主体は、候補者、政党等に限定されます。

Q3 ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用の文書画像を頒布する場合、表示義務はありますか? ある場合は、表示内容も教えてください。

A3 文書画像を頒布する者は、その頒布する文書画像に「電子メールアドレス等」、すなわち「電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報」を表示しなければなりません。

具体例としては、電子メールアドレスのほか、返信用フォームのURL、Twitterのユーザー名などが挙げられます。

これらの情報を表示させること

Q7 その他には、どのようなことが改正されたのでしょうか?

◆ ◆ ◆

有料インターネット広告については、政党等の選挙運動用ウェブサイトに直接リンクする政治活動用広告を政党等にのみ認めることとされました。

A7 また、なりすましや誹謗中傷への対策として、①氏名等の虚偽表示罪の対象に、インターネット等を利用する方法が追加されることにも、②選挙運動用文書画像等についてのプロバイダ責任制限法の特例が追加されました。あわせて、インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁、屋内の演説会場内における映写等の解禁、インターネット等の適正な利用についての努力義務の追加、電子メール及び有料インターネット広告に関する検討規定の追加等の改正が行われています。

詳しい改正内容は、総務省のホームページでご確認ください。

により、記載内容に責任を持たせ、反論等の場合の連絡先を明らかにすることで、誹謗中傷やなりすましを抑制しようという趣旨です。

Q4 ウェブサイト等を利用して頒布する文書画像への表示義務ですが、電子メールアドレス等をどこに表示すれば義務を果たしたことになりますか? また、掲示板やTwitterやFacebookなどの場合は、どのように表示すればいいのでしょうか?

A4 ウェブサイト(ホームページ)の場合は、トップページに電子メールアドレス等を分かりやすく表示するのが原則です。ただし、トップページにないページの場合は、そのページ内に表示する必要があります。

掲示板の場合は、ひとつひとつの書き込みに電子メールアドレス等の連絡先を表示させます。IDやハンドルネーム等それだけでは本人に連絡を取ることができない情報のみ表示では、表示義務を果たしているとは認められません。ただし、IDやハンドルネームなどをクリックすると、その人に電子メール

詳しくは、総務省のHPをご覧ください。

『インターネット選挙運動の解禁に関する情報』

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html

ネット選挙運動総務省 検索



「国民のための情報セキュリティサイト」 リニューアルのポイント

スマートフォンなどの普及、子供のインターネット利用の増加など、
情報セキュリティ対策を取り巻く環境の変化に対応したリニューアルを行いました。

point 01 最新の技術動向を踏まえ、コンテンツを刷新

利用者が注意すべき最新の脅威とその対策

新たな技術やサービスの登場に伴い、インターネット利用の危険性も変化してきています。
急速に普及するスマートフォンを利用する際の注意点や、利用者の急増しているソーシャル
ネットワーキングサービス(SNS) 利用上の注意点、特定の個人や組織を狙った標的型攻撃メー
ルへの対策など、最新の動向を踏まえた情報セキュリティ対策を解説しています。



point 02 小学生とその保護者向けの「キッズサイト」を新設

小学生と保護者双方に向けたポイント説明

小学生の情報機器利用の増加に伴い、小学生とその保護者に向けた「キッズサイト」を新
設。インターネットや情報機器を利用する上で注意すべきことを、小学生向けにわかりやす
く紹介するほか、保護者の方に注意していただきたい点も解説しています。



親子で一緒に読むコンテンツ

小学生が自分の力で安全に情報機器やインターネットを使えるよ
うになるまでは、保護者の援助が不可欠。「キッズサイト」は親子で一緒
にコンテンツを読み進めていき、共に情報セキュリティについて理解を
深められる内容になっています。子供のインターネットの利用の仕方によ
っては、犯罪に巻き込まれたり、プライバシーの侵害になる可能性も
あるので、親子で学習してみましょう。



point 03 最新ウェブアクセシビリティ規格に対応

高齢者、障害者を含む誰もが利用しやすい構成

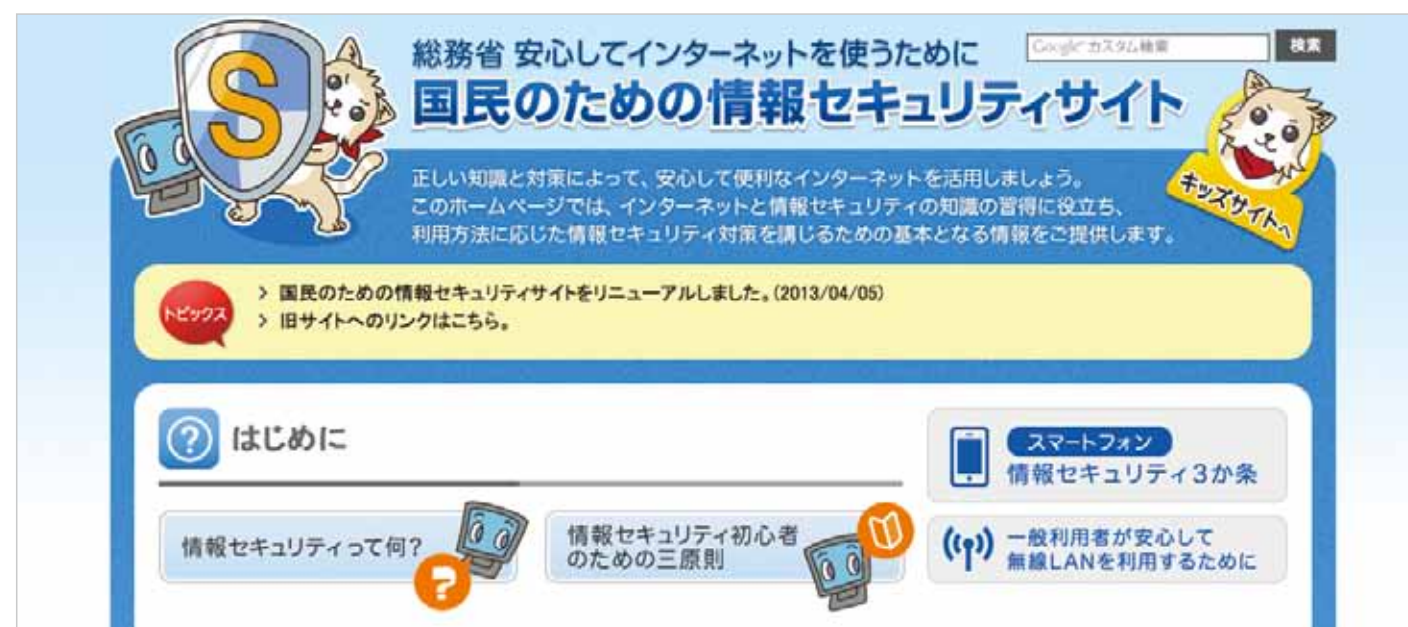
音声読み上げブラウザでのページ読み上げに対応、背景と文字色の組み合わせなどを色覚障害者に配慮す
るなど、最新のウェブアクセシビリティ標準基準であるJIS X 8341-3:2010に対応し、高齢者、障害者を含む
誰もが利用しやすい構成に改修されました。



「国民のための 情報セキュリティサイト」が リニューアル!

平成25年4月、「国民のための情報セキュリティサイト」がリニューアルオープン。
親しみやすいデザインで、近年の動向を踏まえたコンテンツになりました。

国民のための情報セキュリティサイト 検索



一般利用者に情報セキュリティ
対策の知識を分かりやすく
提供することを目的とし、平成15年
度にオープンした「国民のための情
報セキュリティサイト」。昨今、スマ
ートフォンやソーシャルネットワー
キングサービス(SNS)などの新
たな技術やサービスが登場し、情報
セキュリティ対策を取り巻く環境が
大きく変化したことから、その動向
を踏まえたコンテンツの刷新を行
いました。猫のキャラクターも誕生
し、デザイン面でも親しみやすいサ
イトになっています。



コンテンツの一例

スマートフォンやSNSを使うときに、どのような点に注意すればよいかなど、最新の情報セキュリティ対策を解説しています

標的型攻撃への対策

最近、特定の企業や組織を狙った「標的型攻撃メール」により、重要な情報が盗まれる事件が頻発しています。

標的型攻撃メールとは、業務に関する内容などを巧妙に装ったウイルス付きのメールのことです。不特定多数に送信されるスパムメールと異なり、不審な点が少なく、気づきにくいのが特徴です。

たった1人の社員や職員が、標的型攻撃メールの添付ファイルを開封したり、リンクをクリックしただけでも、組織全体がウイルスに感染し、機密情報が漏洩することがあります。こうした攻撃の手口をよく知り、少しでもおかしいと感じたら、情報管理部門などに確認するようにしてください。

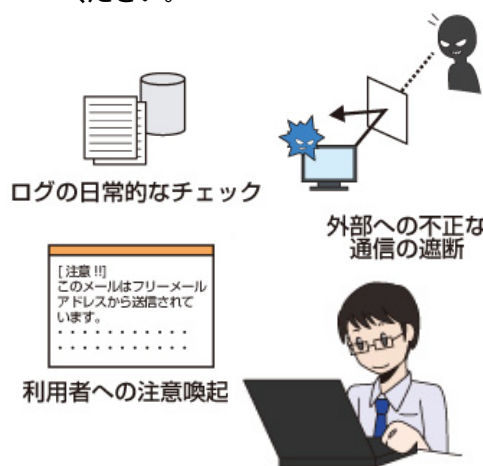


SNS利用上の注意点

近年、普及しているSNS。安易な書込みがトラブルに発展したり、知り合い同士の空間であるという安心感を利用して、詐欺やウイルスの配布を行う事例も急増しています。

SNSでは、実在の人物・組織の名前を使った偽アカウントや架空アカウントを悪用して、個人情報を収集したり、不正リンクの投稿などが行われる事例もあります。直接の知人や信頼できる公式アカウント以外のはアカウントに対しては、安易にフォロー（購読）したり、友達になつたりしないようにしましょう。

また、URLを短縮して表示する機能が、フィッシング詐欺やワンクリック詐欺などに悪用される事例も確認されています。クリックの際には注意が必要です。



携帯電話・スマートフォン・タブレット端末の注意点

スマートフォンは、従来の携帯電話に比べてパソコンに近い性質を持った情報端末です。不正なアプリケーションをインストールしてしまうことで、ウイルスに感染する危険性があります。最近は電話帳内の連絡先情報を十分な説明なく収集するものもあり、その場合、自分だけでなく友人・知人にも被害を及ぼすことになります。

ウイルス対策ソフトを入れる、信頼できないアプリケーションを不用意にインストールしないなどの対策が必要です。

また、スマートフォンで撮影した写真には、自動的に位置情報が含まれていることがあり、気づかずSNSなどへ投稿した場合には、自分の居場所を他人に特定されてしまう危険性もあるので、注意しましょう。



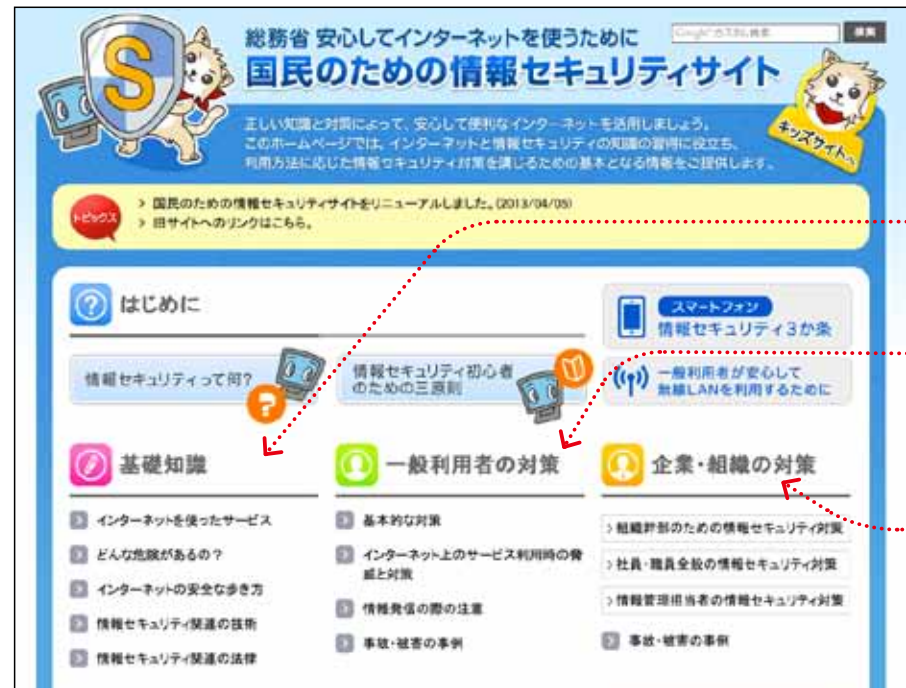
その他のコンテンツについては・・・

「国民のための情報セキュリティサイト」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/security/index.html

新「国民のための情報セキュリティサイト」のご紹介

一般向けのサイト



情報セキュリティ初心者のための基礎知識はもちろん、利用シーンに応じた情報セキュリティ対策情報を提供する一般向けのサイトです。

●基礎知識

インターネットを使ったサービスの仕組みや、主な脅威と対策などを解説。

●一般利用者の対策

ウイルス対策などの基本の対策と、インターネットバンキングやSNSなどの具体的なサービス利用時の注意点などを解説。

●企業・組織の対策

組織幹部、一般の社員・職員、情報管理担当者の対象別の対策を解説。具体的な被害事例のエピソードも紹介。

キッズ向けのサイト



子供がインターネットを安心して楽しく利用するために、情報セキュリティに関して学ぶことができるページです。

●基礎知識

インターネットとは何か、ホームページや電子メールの仕組みなどを説明。

●どんな危険があるの?

ウイルスや詐欺など子供がインターネット利用時に遭遇する恐れのある代表的な脅威を説明。

●安全の基本

ルールやマナーを守ったインターネット利用を推奨し、脅威への対策などを紹介。

●サービスごとの対策

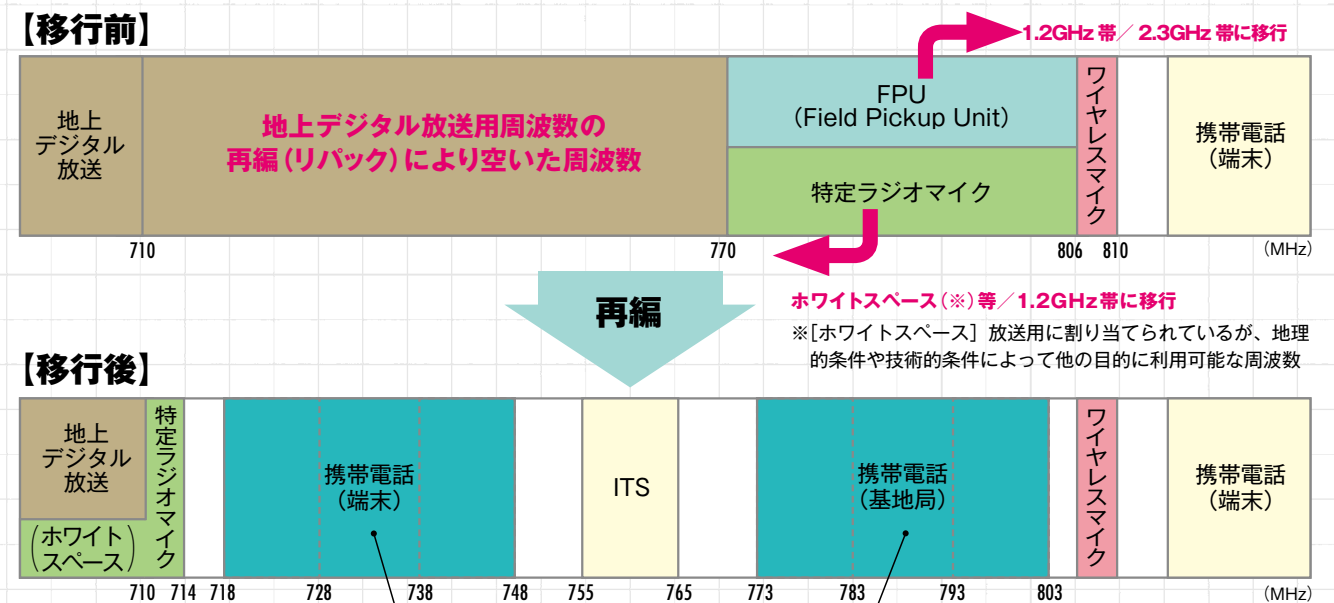
メール、ホームページ、スマートフォン、SNSなどの代表的なサービスを利用する場合の注意点についても説明。

News 01

700MHz帯の周波数移行について

近年のスマートフォンの普及等に伴い、携帯電話のトラフィックが急増していることから、ひっ迫する携帯電話用周波数の確保のため、700MHz帯の周波数移行を行います。

700MHz帯の周波数再編の概要



平成24年6月に、携帯電話事業者3者に割当てを実施

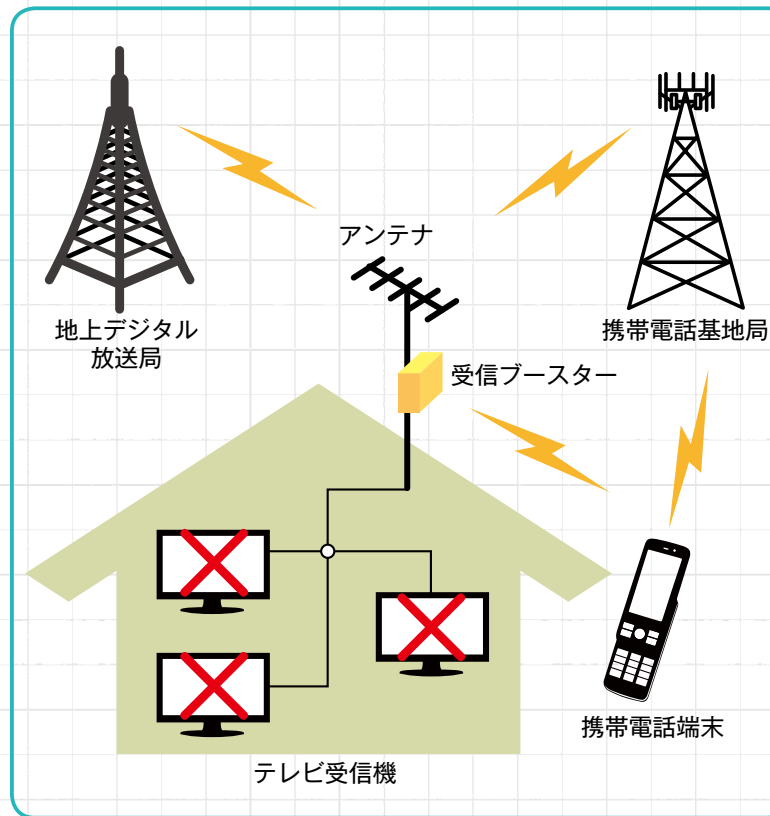
700MHz帯の周波数移行について

近年のスマートフォンの普及等に伴う携帯電話のトラフィック急増、地上デジタル放送の完全移行等を踏まえ、700MHz帯に新たな携帯電話用周波数を確保するため、現在700MHz帯を使用するFPU(報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム)及び特定ラジオマイクの周波数移行を行うこととなりました。

この700MHz帯の携帯電話用周波数については、平成24年6月に、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社の3者に割当てを行っており、この3者がFPU及び特定ラジオマイクの周波数移行に要する費用等を負担することになります。

なお、周波数移行に当たっては3者が設立した一般社団法人700MHz利用推進協会が作業を実施しています。FPU及び特定ラジオマイクの免許人に対しては、3者及び同協会から既に周波数移行の実施手順について通知が送付されていますが、周波数移行について不明な点があれば、左記の問合せ先までお問合せください。

受信ブースター障害 (地上デジタル放送の受信障害)について



地上デジタル放送の完全移行により空いた周波数では、これまで地上テレビジョン放送が使用していた周波数に、携帯電話の電波が今後(※)発射されることになり、受信したテレビ信号を増幅する装置(受信ブースター)を使用してある場合、携帯電話の電波も増幅してしまいます。これにより、テレビのアンテナがある強さ以上の携帯電話の電波を受信すると、テレビ受信機への過度の入力や、受信ブースターの処理能力を超えたことによる動作不良により、地上デジタル放送を正常に視聴できない場合があります(受信ブースター障害)。この受信ブースター障害の防止・解消については、今後、700MHz帯を使用する携帯電話事業者3者が対応を行うこととなります。

※700MHz帯を使用する携帯電話事業者3者の計画では、周波数移行が実施されることを前提として、平成26年10月末の電波発射を予定しています。



新しく受信ブースターを購入される方へ

地上デジタル放送で使用しなくなった710MHzを超え、周波数を利用する新しいサービスの影響を軽減する受信ブースターには、左上記の「DHマーク710」というマークが付いています。家を新築するなど、新しい受信ブースターを購入されるような場合は、「DHマーク710」が付いた製品を利用するようご協力をお願いします。



▲DHマーク710(デジタルハイビジョン受信マーク710)は、一般社団法人電子情報技術産業協会が審査・登録された一定以上の性能を有する機器のうち、UHF帯域(ch13~ch52)に対応したブースターに付与されるシンボルマークです。

◀右下に「710」がないマーク(左図)は異なるマークですので、お間違いのないようお気を付け下さい。

700MHz帯の周波数移行についてのお問い合わせは



TEL 0800-800-0824 (通話料無料)

※9:30~18:00 土日・祝祭日及び年末年始を除く

http://www.700afp.jp

お問い合わせいただく情報の取扱いについて

700MHz帯の周波数移行に関する問合せについては、左記の窓口をお願いします。なお、本窓口は、以下のシステムを利用している免許人向けの窓口となります。

- 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用するFPU機器を利用する免許人
 - 770MHzを超え806MHz以下の周波数を使用する特定ラジオマイク機器を利用する免許人
- ※700MHz利用推進協会は、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社/沖縄セルラー電話株式会社が共同協力して周波数移行を完了させるとともに、地上デジタル放送の受信ブースター障害の解消対策等を行う団体です。

外国人住民の方についても「住基ネット」「住基カード」の運用がスタートします!

外国人の方についても、「住基ネット」の運用が開始されます。また、「住基カード」の交付を受けることができるようになります。

「住基ネット」=住民基本台帳ネットワークシステムの略称 「住基カード」=住民基本台帳カードの略称



●「住基ネット」とは?
居住関係を公証する「住民基本台帳」をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。このシステムは、住民の方々の利便性を高め、国及び地方公共団体の行政の合理化に役立ちます。

●「住基カード」とは?
お住まいの市区町村で交付を受けられるセキュリティに優れたICカードです。顔写真付きの住基カードを申請すれば、運転免許証やパスポートと同様に公的な身分証としても使えます。行政手続をインターネットで申請できる電子政府・電子自治体の基盤となるものです。

「住基ネット」「住基カード」に関するQ&A

Q 「住基ネット」の運用開始にあたって、どのような手続が必要ですか?

A 外国人住民の方が手続を行う必要はありません。

「住基ネット」の運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コード（住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な11桁の番号）が記載され、2013年7月8日から、その住民票コードがお住まいの市区町村からご本人へ通知されます。一部の行政手続において、住民票コードの記載を求められる場合がありますので、住民票コード通知票は大切に保管してください。

Q 「住基カード」は、どうすれば取得できますか?

A 必要書類を持参し、お住まいの市区町村で申請を行ってください。

「住基カード」を取得するには、次の書類等が必要になります。●住民基本台帳カード交付申請書 ●写真（写真付き住基カードを希望する場合には限る） ●在留カード等の証明書 ●手数料（無料）



●手数料（無料）としている市区町村もあります。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

Q 「住基カード」の交付を受ける際に注意することはありますか?

A 交付の際に4桁の暗証番号を設定していただきます。生年月日など、他人に分かりやすい数字は避けてください。住基カードを使って、市区町村窓口で本人確認をする際に、暗証番号を照合することにより、他人へのなりすまし等を防ぎます。

「住基ネット」「住基カード」でこんなことができる!

- 一部の行政機関で住民票の写しの提出が省略できる!
- お住まいの市区町村以外でも、住民票の写しの交付(※)が受けられる!
※「住基カード」または在留カード等の提示が必要。
- 「住基カード」を持っていれば、転入届の特例(※)が受けられる!
※郵送等で転出届を行うことで、引っ越し時の手続きで市区町村の窓口へ出向くのは、引越し先の窓口だけで済む。
- 「住基カード」に電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続のインターネット申請ができる!
- 「住基カード」を持っていれば、一部の市区町村において、コンビニエンスストアでの証明書等の交付が受けられる!



「住基ネット」・「住基カード」の詳細は、次のHPをご覧ください。

「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

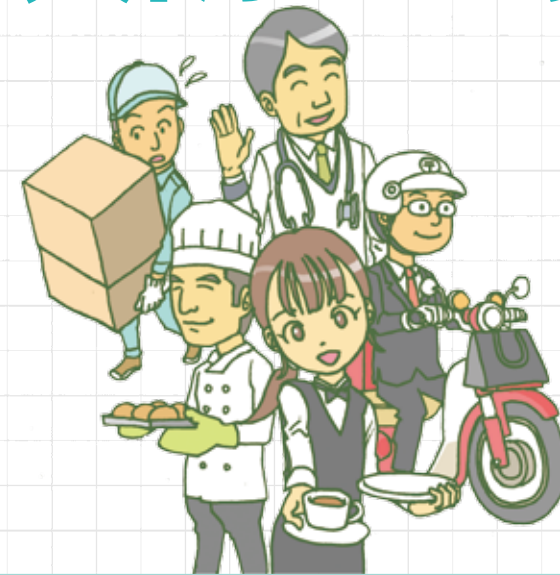
詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。



S News 03

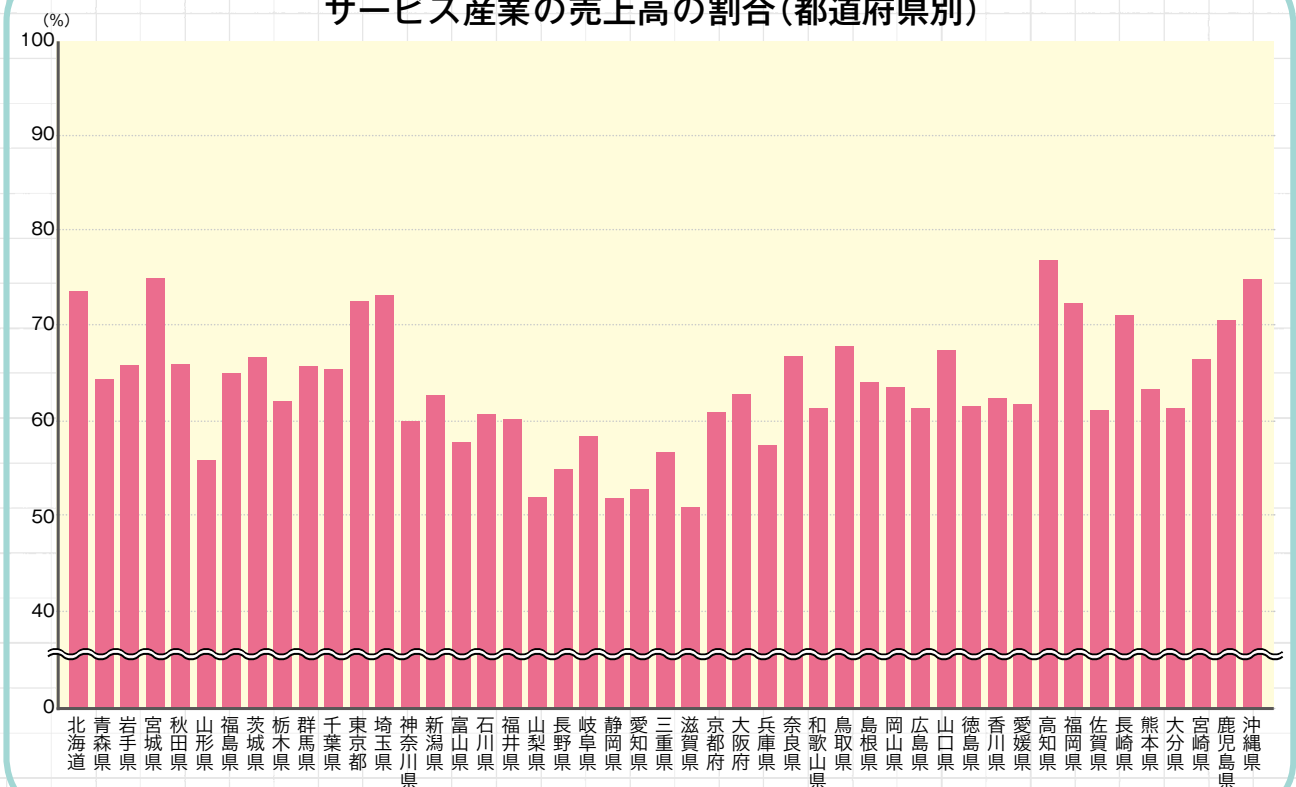
平成25年6月

サービス産業動向調査 拡大調査を実施します



サービス産業動向調査について
サービス産業全体の売上げや雇用の動向を毎月明らかにするため、約3万9000の企業や事業所などを対象に実施しています。
25年1月からは、企業単位の調査を導入するほか、需要動向を新たに把握するなど、調査内容を大きく変更しました。また、年に1回6月に拡大調査を実施します。

サービス産業の売上の割合(都道府県別)

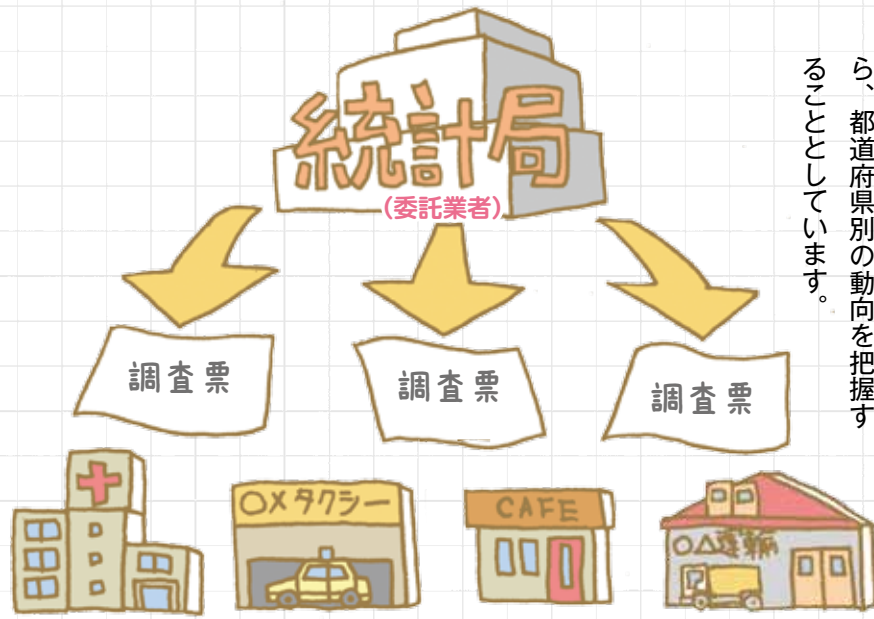


(※)平成24年経済センサス活動調査(速報)を用いて集計。ただし、サービス産業動向調査では、サービス産業の中から「卸売業・小売業」、「金融業・保険業」などが除かれます。

拡大調査について

拡大調査は、毎月の調査対象に約4万3000事業所を追加して実施することにより、産業別の年間売上高や事業従事者数について、より詳細な状況を明らかにします。

また、地方公共団体における産業政策を的確に行う観点から、都道府県別の動向を把握することとしています。



Q & A

Q 調査の対象となるのはどこですか。

A 毎月の調査では、次のようなサービス業を営む約3万9000の企業や事業所に調査をお願いしております。さらに6月の拡大調査では、約4万3000の事業所を追加して調査をお願いします。

情報通信業 (拡大調査は対象外です。)
携帯電話サービス、放送局、ソフトウェア開発、新聞社 など

運輸業、郵便業
鉄道、路線バス、タクシー会社、貨物運送業、宅配便、トラックルーム業 など

不動産業、物品賃貸業
土地売買、土地建物仲介、レンタルビデオ業 など

● 学術研究、専門・技術サービス業
建築設計事務所、弁護士法人事務所、行政書士事務所、経営コンサルタント など

● 宿泊業、飲食サービス業
喫茶店、ホテル、旅館、中華料理店、居酒屋、ファミリーレストラン など

● 生活関連サービス業、娯楽業
美容業、理容業、クリーニング業、銭湯、冠婚葬祭業、映画館 など

● 教育、学習支援業
学習塾、公民館、ピアノ教室、図書館、スイミングスクール、美術館 など

● 医療、福祉
病院、内科医院、歯科診療所、訪問介護業、老人ホーム、保育所 など

● サービス業 (他に分類されないもの)
自動車整備業、廃棄物処理業、警備業、労働者派遣業、ビルメンテナンス業 など

Q 何を調査するのですか。

A 月次調査では月間売上高、需要の状況、事業従事者数などを調査していますが、拡大調査では、年間売上高(一部企業は都道府県別)などを調査します。

Q どのように調査するのですか。

A 民間調査機関(株)インターネットリサーチセンターの共同企業体(郵送により調査票を配布・回収します。ご希望によりインターネットによるご回答もできますので、ぜひご利用下さい。

Q 結果はどのように公表されるのですか。

A 月次調査は調査した月の翌々月下旬、拡大調査は調査を実施した年の12月に速報として公表します。また、より詳細な結果(確報)を取りまとめ次第公表します。

調査へのご理解・ご回答をお願いします。

サービス産業動向調査実施事務局

フリーダイヤル ☎ 0120-250-069 (平日(土・日・国民の祝日・年末年始を除く))

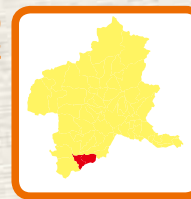
<http://www.stat.go.jp/data/mssi/index.htm>

神流絶景 Landscape

豊かな山々と清らかな神流川。
ありのままの自然の魅力を
最大限に生かした町づくり。



●群馬県



地方の
かがやき



PROFILE

- 人口計・・・2,298人
(2013年4月1日現在)
- 面積・・・114.69km²
- HP・・・<http://www.town.kanna.gunma.jp>

神流町

町民の温かなもてなしと
自然の魅力を生かした町おこし

●群馬県
●かななまち



じゃー麺
特産のあかじ
やがを練り込
んだ手打ち麺



神流町案内人
神流町役場の
新井さん(右)と
黒澤さん(左)

群馬県の南西部に位置する神流町は、日本の原風景ともいえる山村の景観が残る町。この山間の静かな町の自然が注目されるようになったのは、「神流マウンテンラン&ウォーク」の大会が始まった4年前。大会プロデューサーでもあるトレイルランナー 鍋木毅さんの提案をきっかけに、神流町の資源である山や川などの自然を生かしたトレイルランニングコースを整備し、大会を企画。神流町らしさを取り入れた内容が支持を集め、今では日本のトレイルランの大会の中でも1、2を争うほどの人気になりました。現在の設定コースは、50kmのスーパーシングル・スーパーペアクラス、40kmのロングコース、27kmの

ミドルクラス。コースを新設したり、海外から有力選手を招待するなど、回を重ねるごとに成長を続けています。2012年には、その取り組みが認められ、平成24年度過疎地域自立活性化優良事例表彰団体に決定し、総務大臣表彰を受賞しました。
町を流れる神流川は、関東一の清流といわれ、夏の川遊びや溪流釣りの名所としても知られています。さらに、恐竜の足跡化石が発見された恐竜王国でもある神流町。過疎や高齢化の問題を抱えつつも、町の魅力を伝え、その資源を生かしていくべく、さまざまな取り組みが進められています。

- 1 神流町一望**
1000m級の西上州の山々に抱かれた神流町。どこか懐かしい日本の原風景が残っている
- 2 化石発掘体験**
白亜紀前期の地層が露出している体験地では、事前予約制で化石発掘を楽しめる
- 3 龍松寺のしだれ桜**
樹齢350年を誇るしだれ桜。満開時にはライトアップも行われる。見頃は4月上旬ごろ
- 4 神流川の丸岩**
神流川の真ん中にある、周囲50m、高さ15mの大きな岩。岩の上には大明神を祀る小さな祠がある
- 5 持倉集落**
天空の里とも呼ばれる標高1000mの持倉集落からの眺め。秩父の山々を望む絶景が広がる
- 6 白水の滝**
鍾乳洞もある石灰岩の山・叶山から湧き出している美しい滝。苔の間を白い水が流れ落ちていく
- 7 恐竜センターの「ライブシアター」**
恐竜の生態をドラマティックに再現した、迫力満点のロボットシアター。恐竜時代へタイムスリップ!
- 8 神流マウンテンラン&ウォーク**
毎年11月に開催される秋の一大イベント。第5回大会は2013年11月10日(日)に開催決定
- 9 神流鯉のぼり祭り**
ゴールデンウィーク恒例の鯉のぼり祭り。約800匹の鯉のぼりが神流川に掲げられ、多くの人でにぎわう



①さざなみ岩という波模様の地層にみられる恐竜の足跡化石

地方力 02 足跡化石

Dinosaur

ライブシアターや骨格標本など
触って楽しむ体験型施設

恐竜センター

昭和60年に日本初となる恐竜の足跡化石が発見された神流町。その前年には恐竜の骨も見つかっていたことから、昭和62年に恐竜センターをオープン。平成8年にはモンゴルとの交流が進め、日本でも有数の恐竜研究の拠点として活動が続けられています。展示物を見るだけでなく、触って、体験しながら学べるのが特徴の恐竜センターは、子ども達に大人気！乗ることもできるティラノサウルスの標本や、リアルな表情をした恐竜が登場する迫力満点のライブシアターは必見！また、シジミや巻貝などの化石発掘体験ができたり、化石の複製をつくるレプリカ作成体験なども実施しています。



①「ティラノサウルスの標本は、触ったり乗ったりしながら骨の細部まで観察できます」と語る学芸員の久保田さん

Voice 「神流の涼」

関東一の清流
神流川で川遊びと涼を楽しむ
夏の人気イベント

神流町観光協会会長
三木さん夫妻



三木さん夫妻は、体験民宿「モクン家」を営んでいます

神流町の夏の風物詩「神流の涼」は、毎年7月下旬～8月中旬まで開催している川遊びイベントです。「関東一の清流」と呼ばれる神流川は、水質の良さでは5年連続関東ナンバーワンという国土交通省からのお墨付きをもらったほど。その神流川から水深最大1mの支流を作り、子供たちが安心して川遊びができるように水辺を整備。タイヤのチューブを使った川下りや、魚釣りなどの体験もできます。川辺には、鮎の塩焼きや特産のあかじゃがの芋串などの販売もあり、のんびりと涼を感じながら楽しめる特設の水上棧敷席も用意されています。川遊びの楽しさを知り、夏の思い出づくりにぜひお越しください！



地方力 01 日本一あたたかいレース

Mountain RUN&Walk

神流マウンテンラン&ウォーク

個性豊かな山の魅力を伝える
トレイルランレース

- ①ゴールゲートも杉の葉を使った町民の手作り
- ②山道は腐葉土が多くふわふわで走りやすい
- ③沿道では町民が参加者に熱い声援を送る



④参加者に配られるシャラの木のネームプレート(右)。大会DVD(左)も販売される



食べたいと必死で走り抜けてくる人もいるのだそう。参加者が口々に語る「もう一度、ここで走りたい」という理由は、決してコースの良さだけではありません。神流町での大会が人気を博した背景には、町民との触れ合いや温かなもてなしがあったから。大会の歴史はまだ始まったばかり。これからもより多くの参加者を魅了していくことでしょう。

今季で5回目となる「神流マウンテンラン&ウォーク」は、町をあげての一大イベント。神流町の山や川などの自然を生かした「神流町らしさを出した大会にしたいい！」そんな町民の思いから始まった大会です。「日本一あたたかいレース」と称されるまでになったこの大会の最大の特徴は、なんと町民が「丸」となって取り組んでいること。コース設置や整備は実行委員会を中心に町民が行い、参加者に配るシャラの木のネームプレートも手作り。大会前日には、山村体験や前夜祭のウェルカムパーティーも実施し、参加者の気持ちを盛り上げます。宿泊施設が足りないことから始めた「民泊」も想像以上の反響をもたらしました。「民泊」とは町民の自宅に泊まるシステムで、各家の温かなもてなしがさらなる人気を呼び、今では民泊の数が足りないほど。大会当日も、町民が参加者をさまざまな形でバックアップしています。休憩ポイントとなるエイドステーションには、町民やボランティアの人たちによる手作りの品々が並び、多くの町民が沿道に出て参加者を応援します。中でも持倉集落のおばあちゃんたちによる手打ち蕎麦は参加者の間でも話題となり、どうしても蕎麦を

- ⑤大会当日は、選手の休憩所としてボランティアで自宅を開放している持倉集落の岩崎さん
- ⑥前夜祭の鮎の塩焼きに使う竹串も町民が準備
- ⑦大盛り上げの前夜祭・ウェルカムパーティー
- ⑧なるべく集落を通るようにコースが設定された
- ⑨大会名物ともいえる持倉集落の手打ち蕎麦



⑩右から、大会実行委員長、大会プロデューサーの錦木さん。錦木さんは群馬県出身で、国内のトレイルランの第一人者

⑪コース沿いに置かれた案内板は、山歩きが趣味な町の診療所のドクターによる手作り



労働力調査

～我が国の雇用政策に欠かせない調査です～

完全失業率も
明らかになります

調査員が伺いましたら、
ご回答をお願いいたします

 総務省統計局・都道府県

労働力調査

検索

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>

印刷用の紙にリサイクルできます